Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について

１．就学援助制度の周知方法

都道府県	市区町村名	（１）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）										（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
43	43	43	40	19	7	17	32	42	3	2	9	9	0	2	37	1	3	3	3	13	25	0	0	0	2	18	18	22	5	36	34	8	11	11
大阪府	大阪市	○	○		○	○	○	○									○	申請締切を設定している早期申請と一般申請、一般申請の締切を過ぎた後に随時申請がある。早期申請と一般申請は年度当初から援助し、随時申請は申請日以降（ただし、受給資格の発生日が申請日以降の場合はその日）から援助する。（月ごとの援助ではない）	○											○	○	○		○	・日本語以外７ヶ国語のパンフレットを作成、申請書・パンフレット等ルビ入り版も作成 ・就学援助の支給内容等を抜粋して記載したカラーチラシ（A4両面）を作成 ・学校と保護者が使用しているミマモルメ（欠席連絡アプリ）でカラーチラシを添付して周知
大阪府	堺市	○	○	○	○		○	○							○											○	申請を希望する者が教育委員会、区役所、学校のいずれかへ提出	○		○	○		○	就学援助制度のお知らせを７か国語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語）に翻訳し、HP上にて公開している。
大阪府	岸和田市	○	○				○	○							○						○					○	ロゴフォームを使用したオンラインにて申請			○	○			
大阪府	豊中市	○	○	○				○								○				○										○	○	○		
大阪府	池田市	○	○	○		○	○	○		○					○					○						○	電子申請システム（loGoフォーム）により申請			○	○		○	ホームページや、市立学校在籍の全児童生徒の保護者を対象としたアプリ配信にて周知し、申請方法を電子化することで効率化を図った。
大阪府	吹田市	○	○	○		○		○							○						○							○		○	○			
大阪府	泉大津市	○	○	○		○	○	○		○	○	転（編）入学時に教育委員会窓口および各学校で説明を行う。			○					○						○	本市のウェブ申請用サイトである，grafferを使用して，ウェブ上で申請。（5月中ﾒ切。以降は窓口でのみ受付。）	○		○	○			
大阪府	高槻市	○	○	○				○							○					○						○	申請者が学校長に委任した場合は、学校長が教育委員会に提出。	○		○	○			
大阪府	貝塚市	○	○				○	○							○						○							○		○	○			
大阪府	守口市	○	○	○				○							○						○							○		○	○			
大阪府	枚方市	○	○	○			○	○							○											○	援助希望者が枚方市立小中学、教育委員会、市役所、支所のいずれかに提出（申請希望者のみ提出）			○	○		○	従来、市立小中学校での配布日が始業式当日・入学式当日としていたが、その日は他の配布物も多いため、紛れ込みを防止するため、配布期日に２～３日の幅を持たせている。また、申請書を厚めにしたり、説明文を黄色の用紙を使い、より目立つようにしています。
大阪府	茨木市	○	○	○		○	○	○			○	CSW、SSW、子ども食堂などの関係団体に案内を送付し、対象となりそうな世帯がいた際に案内を配布してもらうよう依頼			○				○									○	○	○	○	○	○	CSW、SSW、子ども食堂などの関係団体に案内を送付し、対象となりそうな世帯がいた際に案内を配布してもらうよう依頼
大阪府	八尾市	○	○				○	○			○	学校保護者連絡システム【sigfy（シグフィー）】による連絡			○						○									○	○	○		

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																																
		１．就学援助制度の周知方法																																
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）											（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
43	43	43	40	19	7	17	32	42	3	2	9	9	0	2	37	1	3	3	3	13	25	0	0	0	2	18	18	22	5	36	34	8	11	11
大阪府	泉佐野市	○	○	○			○	○							○					○						○	書面申請のほかに、オンライン申請フォームの受付も行っている。			○	○		○	目につきやすいように案内用紙は色紙を使用。
大阪府	富田林市	○	○	○			○	○							○						○					○	富田林市役所金剛連絡所窓口、オンライン申請フォームにおいても申請手続き可能	○		○	○			
大阪府	寝屋川市	○	○	○			○	○			○	生活保護が廃止になった保護者へ生活保護担当課から案内			○					○						○	電子申請システムを利用して教育委員会に提出（申請）			○	○			
大阪府	河内長野市	○	○				○	○	○		○	各学校に対して制度を書面で周知			○						○										○			
大阪府	松原市	○	○			○					○	１月末より募集を開始するため、３学期始業日に就学援助制度の書類を配布。			○						○								○	○	○	○		
大阪府	大東市	○	○				○	○			○	市庁舎内モニターに案内を掲載			○						○										○		○	市立小中学校の全児童生徒を対象に、就学援助制度の案内および申請書（記入例含む）を配布
大阪府	和泉市	○	○				○	○							○						○									○	○		○	転入者について、ひとり親等の認定条件に当てはまる可能性が大きい方については就学援助制度の説明を行っている。
大阪府	箕面市	○	○			○	○	○							○						○					○	申請の意思を全世帯に確認するため、希望しない世帯は希望しない旨を回答したアンケートを学校に提出。	○		○		○		
大阪府	柏原市	○	○		○	○	○	○							○						○					○	オンライン申請にて提出。	○		○	○			
大阪府	羽曳野市	○	○				○	○			○	就学時健康診断及び入学説明会の案内送付時に、新入学用品費の早期支給の案内を同封し送付			○						○					○	LoGoフォームを使用して、電子申請にて提出。			○	○			
大阪府	門真市	○	○				○	○							○						○									○	○	○		
大阪府	摂津市	○	○	○	○	○	○	○							○					○						○	LoGoフォームを使用して、電子申請にて提出。	○		○	○			
大阪府	高石市	○	○	○			○	○							○					○										○				

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																															
		１．就学援助制度の周知方法																															
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）											（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
43	43	43	40	19	7	17	32	42	3	2	9	9	0	2	37	1	3	3	3	13	25	0	0	0	2	18	18	22	5	36	34	8	11	11
大阪府	藤井寺市	○	○			○	○	○							○						○					○	市の運営するオンライン窓口にて申請	○		○				
大阪府	東大阪市	○	○	○			○	○							○						○					○	電子申請システムにより申請	○		○	○	○		
大阪府	泉南市	○	○		○			○							○						○								○	○	○	○		
大阪府	四條畷市	○	○			○		○							○					○								○	○	○	○			
大阪府	交野市	○	○	○			○	○							○				○	○	○							○		○	○			
大阪府	大阪狭山市	○	○	○	○	○	○	○	○						○						○							○		○	○			
大阪府	阪南市	○						○			○	就学時健康診断の案内時、就学通知時に同封					○	当初申請締切時日を設定し、期限内の申請については当初認定、期限後については提出日からの認定。			○									○	○			
大阪府	島本町	○	○	○				○						○												○	オンラインフォームにより教育委員会に申請する。	○		○	○			
大阪府	豊能町	○				○	○	○							○						○									○	○			
大阪府	能勢町	○	○	○		○	○	○	○								○	町が指定した期間で締切を設定し、各期間の初めから援助。			○							○					○	申請のない家庭でかつ必要な家庭へ、SSW等により案内してもらう。
大阪府	忠岡町	○	○				○	○							○					○					○			○		○	○			
大阪府	熊取町	○						○							○					○						○	webフォームを使用したオンライン申請			○	○			
大阪府	田尻町	○	○					○						○							○													

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																															
		１．就学援助制度の周知方法																															
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）											（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他			ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
43	43	43	40	19	7	17	32	42	3	2	9	9	0	2	37	1	3	3	3	13	25	0	0	0	2	18	18	22	5	36	34	8	11	11
大阪府	岬町	○	○		○		○	○							○						○							○		○				
大阪府	太子町	○	○			○	○	○							○					○								○					○	窓口申請以外にオンラインでの申請も可能にし、周知文書に申請フォームの二次元コードを載せたり、町ホームページや町LINE公式アカウントから申請フォームを利用できるようにしている。
大阪府	河南町	○	○			○	○	○							○						○				○								○	制度の案内を町立小中学校の全児童生徒に配付
大阪府	千早赤阪村	○	○			○	○	○							○											○	LoGoフォーム経由でオンライン申請	○						

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																					
		<小学校>（１）実施・検討状況について						<小学校>（２）（１）のカの内容	<小学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									<小学校>（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											<小学校>（６）（５）のコの内容	<小学校>（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	<小学校>（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					<小学校>（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
43	43	40	1	2	0	0	0	0	40	1	0	0	0	0	0	0	1	1	13	25	0	33	33	20	9	9	3	1	1	11	7	7	1	1	0	0	0	1	2
大阪府	大阪市	○							○											○		○			○														
大阪府	堺市	○							○											○		○	○		○														
大阪府	岸和田市	○							○											○		○	○				○	○			○	就学時健康診断の案内とともに配布							
大阪府	豊中市	○							○										○			○	○	○															
大阪府	池田市	○							○											○		○	○	○		○				○									
大阪府	吹田市	○							○											○		○	○	○															
大阪府	泉大津市	○							○											○		○	○	○						○									
大阪府	高槻市	○							○											○		○	○	○															
大阪府	貝塚市	○							○										○			○	○							○									
大阪府	守口市	○							○											○		○	○							○									該当なし
大阪府	枚方市	○							○											○		○	○								○	小学校入学予定者の就学時健康診断の案内送付時（10月郵送）に、就学援助費小学校入学準備金に関する案内を同封している。	１０月上旬周知開始、申請期日は翌年の２月末日、支給時期は３月１０日頃						
大阪府	茨木市	○							○											○		○	○	○		○					○	CSW、SSW、子ども食堂などの関係団体に案内を送付し、対象となりそうな世帯がいた際に案内を配布してもらうよう依頼							
大阪府	八尾市	○							○										○			○	○								○	就学時健康診断の案内の際に、制度の説明および申請書を配布							

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																						
		<小学校>（１）実施・検討状況について						<小学校>（２）（１）のカの内容	<小学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									<小学校>（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											<小学校>（６）（５）のコの内容	<小学校>（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	<小学校>（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					<小学校>（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
43	43	40	1	2	0	0	0	0	40	1	0	0	0	0	0	0	1	1	13	25	0	33	33	20	9	9	3	1	1	11	7	7	1	1	0	0	0	1	2
大阪府	泉佐野市	○							○											○		○	○	○	○														
大阪府	富田林市	○							○											○		○	○		○														
大阪府	寝屋川市	○							○										○			○	○	○		○													
大阪府	河内長野市	○							○											○		○	○							○									
大阪府	松原市			○																															○				
大阪府	大東市	○							○											○		○	○	○	○						○	市庁舎内モニターに案内を掲載							
大阪府	和泉市	○							○										○			○	○							○									
大阪府	箕面市	○							○										○			○	○			○													
大阪府	柏原市	○							○											○			○		○														
大阪府	羽曳野市	○							○										○				○								○	就学時健康診断及び入学説明会の案内送付時に同封し入学予定者全員へ周知。							
大阪府	門真市		○							○																													
大阪府	摂津市	○							○										○			○	○	○	○	○													
大阪府	高石市	○							○											○			○	○															

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																						
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）の力の内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
43	43	40	1	2	0	0	0	0	40	1	0	0	0	0	0	0	1	1	13	25	0	33	33	20	9	9	3	1	1	11	7	7	1	1	0	0	0	1	2
大阪府	藤井寺市	○							○										○			○	○			○				○									
大阪府	東大阪市	○							○											○		○	○	○															
大阪府	泉南市	○							○								○					○	○	○						○									
大阪府	四條畷市	○							○											○		○			○														
大阪府	交野市	○							○											○				○															
大阪府	大阪狭山市	○							○											○		○	○	○	○	○	○		○	○									
大阪府	阪南市	○							○											○		○									○	就学時健康診断の案内時、就学通知時に同封							
大阪府	島本町	○							○											○		○	○	○															
大阪府	豊能町	○							○											○		○	○							○									
大阪府	能勢町	○							○											○		○	○	○		○													
大阪府	忠岡町	○							○										○			○	○	○															
大阪府	熊取町	○							○										○			○								○									
大阪府	田尻町	○							○										○			○	○				○												

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの１つに○）																																								
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
43	43	40	1	2	0	0	0	0	40	1	0	0	0	0	0	0	1	1	13	25	0	33	33	20	9	9	3	1	1	11	7	7	1	1	0	0	0	1	2
大阪府	岬町	○							○										○				○	○															
大阪府	太子町			○																																		○	就学援助費の支給は学校を通じて学校諸費振替口座に払込しているため、入学後の４月中旬頃に早期支給を行っている。
大阪府	河南町	○							○									○								○													
大阪府	千早赤阪村	○							○											○				○															

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
43	43	41	1	1	0	0	0	0	41	1	0	0	0	0	0	0	0	1	12	28	0	1	0	0	0	0	0
大阪府	大阪市	○							○											○							
大阪府	堺市	○							○											○							
大阪府	岸和田市	○							○											○							
大阪府	豊中市	○							○										○								
大阪府	池田市	○							○											○							
大阪府	吹田市	○							○											○							
大阪府	泉大津市	○							○											○							
大阪府	高槻市	○							○											○							
大阪府	貝塚市	○							○										○								
大阪府	守口市	○							○											○							
大阪府	枚方市	○							○											○							
大阪府	茨木市	○							○											○							
大阪府	八尾市	○							○										○								

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
43	43	41	1	1	0	0	0	0	41	1	0	0	0	0	0	0	0	1	12	28	0	1	0	0	0	0	0
大阪府	泉佐野市	○							○											○							
大阪府	富田林市	○							○											○							
大阪府	寝屋川市	○							○											○							
大阪府	河内長野市	○							○											○							
大阪府	松原市			○																		○					
大阪府	大東市	○							○											○							
大阪府	和泉市	○							○										○								
大阪府	箕面市	○							○										○								
大阪府	柏原市	○							○											○							
大阪府	羽曳野市	○							○										○								
大阪府	門真市		○							○																	
大阪府	摂津市	○							○										○								
大阪府	高石市	○							○											○							

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
43	43	41	1	1	0	0	0	0	41	1	0	0	0	0	0	0	0	1	12	28	0	1	0	0	0	0	0
大阪府	藤井寺市	○							○										○								
大阪府	東大阪市	○							○											○							
大阪府	泉南市	○							○											○							
大阪府	四條畷市	○							○											○							
大阪府	交野市	○							○											○							
大阪府	大阪狭山市	○							○											○							
大阪府	阪南市	○							○											○							
大阪府	島本町	○							○											○							
大阪府	豊能町	○							○											○							
大阪府	能勢町	○							○											○							
大阪府	忠岡町	○							○											○							
大阪府	熊取町	○							○										○								
大阪府	田尻町	○							○										○								

都道府県	市区町村名	<中学校>（1）　実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに〇）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
43	43	41	1	1	0	0	0	0	41	1	0	0	0	0	0	0	0	1	12	28	0	1	0	0	0	0	0
大阪府	岬町	○							○										○								
大阪府	太子町	○							○										○								
大阪府	河南町	○							○									○									
大阪府	千早赤阪村	○							○											○							

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	令和６年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村税の非課税	ウ．市区町村税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			
43	43	26	14	13	14	13	16	7	2	14	12	5	2	4	8	8	24	4	0	10	16	36	0	16	1	43
大阪府	大阪市	○	○		○	○	○	○		○	○				○	○				○	○	1		火災、風水害、震災、その他の災害にあった者		0
大阪府	堺市	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○			○	○	1		特別な事情があり、要綱に定める項目に該当する場合、必要書類を提出し、再審査を行う。（医療費の支払いが高額、自然災害等により児童生徒を就学させることが困難であるなど）		0
大阪府	岸和田市	○															○				○	1		保護者の死亡、失業、離婚、長期入院等の特別な事情があれば所得超過でも再判定する。		0
大阪府	豊中市	○															○			○		1				0
大阪府	池田市	○	○	○	○	○	○			○							○					1				0
大阪府	吹田市																○					1				0
大阪府	泉大津市	○	○	○	○	○	○			○	○	○				○					○	1		就学援助金の受給要件に該当しない世帯で、経済的理由で、公立小中学校への児童生徒の就学が困難な保護者と学校が判断した場合、学校長から教育委員会へ申し立てることにより、特別処置として認定する。		0
大阪府	高槻市																○				○	1		前年の所得金額により審査しているが、勤務先からの解雇や倒産など、前年に比べ経済状況が悪化した場合は、現年の見做し所得金額により審査を行っている。		0
大阪府	貝塚市	○	○	○	○	○	○			○	○						○					1				0
大阪府	守口市	○																			○			添付資料　守口市就学援助費支給要綱　第４条に記載		0
大阪府	枚方市	○																			○			当該児童生徒の保護者の前年の所得と認定基準額との比較（前年の大阪市消費者物価指数に前年度の認定基準額を乗じたものを新たな認定基準額としている。）		0
大阪府	茨木市																○					1				0
大阪府	八尾市	○															○			○	○	1		火災、風水害、震災等に罹災した者		0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和7年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
43	43	26	14	13	14	13	16	7	2	14	12	5	2	4	8	8	24	4	0	10	16	36	0	16	1	43
大阪府	泉佐野市																○					2				0
大阪府	富田林市																○					1				0
大阪府	寝屋川市	○															○			○		1				0
大阪府	河内長野市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○		○			○		1				0
大阪府	松原市	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○			○		1				0
大阪府	大東市	○					○										○					1				0
大阪府	和泉市	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○				○	1		障害年金・遺族年金の受給者		0
大阪府	箕面市						○									○					○	1		・罹災したことにより、家計が悪化した世帯 ・失業等により、令和7年中に予期せず家計が急変した世帯	（4）補足：学校給食費の支給についての生活保護基準額に掛ける係数（倍率）…1.0倍	0
大阪府	柏原市																○					1				0
大阪府	羽曳野市	○	○	○	○		○			○	○						○					1				0
大阪府	門真市	○																			○			令和６年度中の世帯（住民登録上）全員の所得の合計額が認定基準額以下の世帯（例）４人世帯3,138,000円		0
大阪府	摂津市																○					1				0
大阪府	高石市																○					1				0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するものの全てに○）																			（2） （1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3） （1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪いまたは学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			令和６年度
																							倍	倍			
43	43	26	14	13	14	13	16	7	2	14	12	5	2	4	8	8	24	4	0	10	16	36	0	16	1	43
大阪府	藤井寺市	○																			○			4・5月中の申請者の場合、令和6年度又は令7年度いずれかの市民税の総所得分の課税所得金額が認定基準額（61万円+（16歳未満の扶養親族数×33万円））以下の方。 6月以降の申請者の場合、令和7年度の市民税の総所得分の課税所得金額が認定基準額（61万円+（16歳未満の扶養親族数×33万円））以下の方。		0
大阪府	東大阪市																				○			給与所得者と生活保護受給者の生活費充当額の対比により認定基準額を設定している		0
大阪府	泉南市																○					1				0
大阪府	四條畷市																				○			前年度所得が、世帯状況に応じた「世帯所得額」と「加算額」が認定基準所得額以下であること。 「世帯所得額」は４人世帯で、3,070千円（家族１人につき335千円を加減算）。「加算額」は小学生１人につき120千円、中学生１人につき160千円を加算。なお、所得額は改正前税法による所得で算定する。		0
大阪府	交野市	○															○					1				0
大阪府	大阪狭山市	○	○													○				○		1				0
大阪府	阪南市															○						1				0
大阪府	島本町															○						1				0
大阪府	豊能町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○						1				0
大阪府	能勢町	○	○	○	○	○	○			○										○						0
大阪府	忠岡町															○						1				0
大阪府	熊取町																	○			○	1		特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額は、令和5年度基準を使用している。		0
大阪府	田尻町	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○					1				0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																									4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																				（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	令和６年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			
																						倍	倍			
43	43	26	14	13	14	13	16	7	2	14	12	5	2	4	8	8	24	4	0	10	16	36	0	16	1	43
大阪府	岬町																○					1				0
大阪府	太子町	○	○															○		○		1				0
大阪府	河南町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○			○			○	1		上記以外で、病気、失業、事故など家庭事情のため経済的に困っている方		0
大阪府	千早赤阪村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○				1				0

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
43	43	43	1	1	1	1	1	41	41	2	11	42	0	0	0	0	0	42	42	1	4	13	10	10	3	3	3	0	0	1	9	43	22	22	21	21	21	0	0	0	3	12	3	3	5	5	5	4	4	1	4	11	1	1	0	0	0	10	10	1	6	17
大阪府	大阪市	○	○	10,672								○						○	57,060			○	○	13,622								○	○	22,675																○	学用品費に含む											
大阪府	堺市	○						○	※		1年：13,230 2～6年：15,500	○						○	57,060													○	○	24,126																												学用品費（年額）　1年：13,230円　2～6年：15,500円
大阪府	岸和田市	○						○	11,630			○						○	57,060													○	○	24,821																												
大阪府	豊中市	○						○	※		1年：13,230円、2～6年：15,500円	○						○	63,100													○			○	24,000	24,000																									・学校給食費、医療費は豊中市立学校の児童生徒のみ ・学用品費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)は豊中市立学校の児童生徒以外
大阪府	池田市	○						○	11,630			○						○	57,060													○	○	37,293																												
大阪府	吹田市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	0							実績なし	○	○	27,171																												
大阪府	泉大津市	○						○	11,630			○						○	57,060													○			○	22,690	24,369					○						○	11,000			○						○	15,000		該当世帯のみ	
大阪府	高槻市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	0							実績なし	○	○	27,946								○			○	11,000	8,147															
大阪府	貝塚市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	0							実績なし	○			○	23,150	23,116																									通学費実績なし 給食費は全学年の支給金額を記入
大阪府	守口市	○						○	11,630	○	「学用品費及び通学用品費」を一つの項目として年11,630円	○						○	63,000		新入学児童（未就学児）　57,060円	○	○	0							該当者なし	○			○	22,690	22,550					○						○	11,000													
大阪府	枚方市	○						○	15,500			○						○	57,060													○	○	32,282							修学旅行費：市立校は実費（全校実施：令和6年度最大支給額、38,614円）、国・私立校は22,690円を上限としている。																					小学校入学準備金は、小学校入学前に支給している。
大阪府	茨木市	○						○	※		１年生：13,230 2年生以上：15,500 入学準備金受給者は1,600円	○						○	68,690													○	○	27,210								○			○	11,000	7,657															
大阪府	八尾市	○						○	11,630		まとめて支給	○						○	54,060													○			○	22,690	21,528																									

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	43	1	1	1	1	1	41	41	2	11	42	0	0	0	0	0	42	42	1	4
大阪府	泉佐野市	○						○	11,630			○						○	57,060		
大阪府	富田林市	○						○	11,630			○						○	57,060		
大阪府	寝屋川市	○						○	11,630			○						○	57,060		
大阪府	河内長野市	○						○	11,630			○						○	57,060		
大阪府	松原市	○						○	11,100											○	学用品費に含む。
大阪府	大東市	○						○	※		1年生 11,630円 2~6年生 13,900円	○						○	57,060		
大阪府	和泉市	○						○	11,630			○						○	57,060		
大阪府	箕面市	○						○	※		（小1）11,630円 （小2~6）13,900円	○						○	54,060		
大阪府	柏原市	○						○	11,630			○						○	57,060		
大阪府	羽曳野市	○						○	11,630			○						○	57,060		
大阪府	門真市	○						○	※		1年：11,630円 2~6年：9,970円	○						○	57,060		
大阪府	摂津市	○			○	13,900	13,900				令和７年度予算に計上した単価を使用。 1年のみ11,630円支給	○						○	57,060		令和７年度予算に計上した単価を使用
大阪府	高石市	○						○	11,630			○						○	57,060		

都道府県	市区町村名	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	13	10	10	3	3	3	0	0	1	9	43	22	22	21	21	21	0	0	0	3
大阪府	泉佐野市											○			○	22,690	22,665				
大阪府	富田林市											○			○	22,690	22,335				
大阪府	寝屋川市											○	○	23,079							
大阪府	河内長野市	○			○	40,020	22,489					○	○	24,792							
大阪府	松原市											○			○	21,000	21,000				
大阪府	大東市											○	○	30,307							
大阪府	和泉市											○			○	22,690	22,690				
大阪府	箕面市	○	○	0							実績なし	○	○	29,460							
大阪府	柏原市	○	○	11,377								○			○	23,000	22,441				
大阪府	羽曳野市											○			○	22,690	22,336				
大阪府	門真市											○			○	22,690	22,690				
大阪府	摂津市											○	○	22,690							令和７年度予算に計上した単価を使用
大阪府	高石市											○	○	19,063							

都道府県	市区町村名	卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
43	43	12	3	3	5	5	5	4	4	1	4	11	1	1	0	0	0	10	10	1	6	17
大阪府	泉佐野市											○						○	15,000		1世帯あたり 15,000円	通学用品費は学用品費に含まれている。
大阪府	富田林市																					フリースクール利用する児童に対して、フリースクール利用料を１月あたり１万円を上限に補助
大阪府	寝屋川市																					昨年度の回答において、校外活動費(宿泊を伴うもの)について、実費支給としていたが、上限があるものであるため上限額の欄に記載。
大阪府	河内長野市	○	○	8,004																		
大阪府	松原市																					
大阪府	大東市											○						○	15,000			・給食費無償化を実施しているため、就学援助からの支給はなし。
大阪府	和泉市																					支給平均額は、令和７年度予算に計上した単価。
大阪府	箕面市											○						○	15,000			・通学用品費は規則・要綱上費目として設定していないが、学用品費の単価に加算して支給。 ・オンライン学習通信費は、世帯内の児童生徒の人数に関わらず、世帯単位で支給。
大阪府	柏原市																					【学校給食費】就学援助の途中申請、転出、学校行事、学級閉鎖及び牛乳アレルギー等の欠食がある場合は、その実費分を減じて支給した。
大阪府	羽曳野市											○	○	0							実績なし	
大阪府	門真市											○						○	15,000			校外学習費(宿泊を伴うものの上限)：5年 7,000円、6年　11,000円、医療費：学校病に該当する保険適応の３割負担分。給食費：実費、修学旅行費の平均支給額は令和７年度予算に計上した単価、校外活動費(宿泊を伴うものの上限)の平均支給額は令和７年度予算に計上した単価。オンライン学習費については、小中通じて、一世帯当たりの支給額。
大阪府	摂津市	○	○	11,000							令和７年度予算に計上した単価を使用											学用品費は学年ごとに金額が異なる。最も支給実績の多い学年の金額：13，900、割合：17.9%
大阪府	高石市	○						○	11,000													希望者にモバイルルーターを貸与している。

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費：費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等：費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	43	1	1	1	1	1	41	41	2	11	42	0	0	0	0	0	42	42	1	4
大阪府	藤井寺市	○						○	11,630			○						○	※		小学校入学：57,060 中学校入学：63,000
大阪府	東大阪市	○						○	11,630			○						○	57,060		
大阪府	泉南市	○						○	※		1年11,630円(通学用品費を含む)、2~6年13,900円(通学用品費を含む)	○						○	57,060		
大阪府	四條畷市	○						○	11,630			○						○	57,060		
大阪府	交野市	○						○	11,630			○						○	57,060		
大阪府	大阪狭山市	○						○	※	○	1年：12,990円 2～6年：15,220円	○						○	57,060		
大阪府	阪南市	○						○	11,630			○						○	57,060		
大阪府	島本町	○						○	11,630			○						○	57,060		
大阪府	豊能町	○						○	11,630			○						○	57,060		
大阪府	能勢町	○						○	11,630			○						○	57,060		
大阪府	忠岡町	○						○	11,630			○						○	57,060		
大阪府	熊取町	○						○	11,630			○						○	57,060		
大阪府	田尻町	○						○	11,630			○						○	57,060		

都道府県	市区町村名	通学費：費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	修学旅行費：費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	13	10	10	3	3	3	0	0	1	9	43	22	22	21	21	21	0	0	0	3
大阪府	藤井寺市											○			○	22,690	21,735				
大阪府	東大阪市											○	○	27,651							
大阪府	泉南市											○	○	23,209							
大阪府	四條畷市											○			○	22,690	22,387				
大阪府	交野市	○	○	0							実績なし	○	○	31,435							
大阪府	大阪狭山市											○			○	21,890	21,890				令和７年度予算に計上した単価
大阪府	阪南市											○			○	22,690	21,810				
大阪府	島本町											○	○	25,513							
大阪府	豊能町											○	○	28,206							
大阪府	能勢町											○	○	26,728							
大阪府	忠岡町											○	○	23,670							
大阪府	熊取町											○	○	26,383							
大阪府	田尻町	○			○	40,020	0			○	対象者なしのため実績なし	○			○	22,690	22,690				

都道府県	市区町村名	卒業アルバム代等：費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	オンライン学習通信費：費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	（２）補足事項
43	43	12	3	3	5	5	5	4	4	1	4	11	1	1	0	0	0	10	10	1	6	17
大阪府	藤井寺市											○						○	6,000		自宅学習を行った月に対して月額500円を支給。満額6,000円。	・新入学児童生徒学用品費は、入学前支給として、翌年度（令和7年度）小学校入学予定者に対して、「小学校入学準備金」を57,060円、翌年度中学校入学予定者（小学校6年生）に対して「中学校入学準備金」を63,000円を支給。 ・学校給食については、令和6年度に値上げがあったが、物価高騰対策のため、値上げ分を市が負担した。
大阪府	東大阪市																					
大阪府	泉南市																					
大阪府	四條畷市											○						○	15,000			
大阪府	交野市	○			○	11,000	8,940															医療券支給平均額　該当学年の割合　50%
大阪府	大阪狭山市	○	○	9,000							令和７年度予算に計上した単価	○						○	15,000	○	令和3年度より新設費目として計上しており、その単価を記載しています	
大阪府	阪南市																					
大阪府	島本町	○			○	11,000	6,765															
大阪府	豊能町																					1年生は通学費なし
大阪府	能勢町	○			○	11,000	9,130					○						○	0		実績なし	
大阪府	忠岡町																					
大阪府	熊取町																					
大阪府	田尻町	○						○	11,000													

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	43	1	1	1	1	1	41	41	2	11
大阪府	岬町	○						○	11,630		
大阪府	太子町	○						○	11,630		
大阪府	河南町	○						○	11,630		
大阪府	千早赤阪村	○						○	11,630		

都道府県	市区町村名	新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	42	0	0	0	0	0	42	42	1	4
大阪府	岬町	○						○	57,060		
大阪府	太子町	○						○	57,060		
大阪府	河南町	○						○	57,060		
大阪府	千早赤阪村	○						○	57,060		

都道府県	市区町村名	通学費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	13	10	10	3	3	3	0	0	1	9
大阪府	岬町	○	○	11,747							
大阪府	太子町	○	○	0							支給実績なし
大阪府	河南町										
大阪府	千早赤阪村	○			○	40,020	0				支給実績なし

都道府県	市区町村名	修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	43	22	22	21	21	21	0	0	0	3
大阪府	岬町	○			○	22,690	22,690				
大阪府	太子町	○			○	25,000	24,774				
大阪府	河南町	○			○	22,690	22,690				
大阪府	千早赤阪村	○			○	22,690	22,690				

都道府県	市区町村名	卒業アルバム代等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	12	3	3	5	5	5	4	4	1	4
大阪府	岬町										
大阪府	太子町										
大阪府	河南町										
大阪府	千早赤阪村										

都道府県	市区町村名	オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
43	43	11	1	1	0	0	0	10	10	1	6	17
大阪府	岬町	○						○	15,000			
大阪府	太子町											
大阪府	河南町											
大阪府	千早赤阪村											

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	43	1	1	1	1	1	41	41	2	11	40	0	0	0	0	0	40	40	1	2
大阪府	大阪市	○	○	11,460								○						○	63,000		
大阪府	堺市	○						○	27,310		1年：25,040 2～3年：27,310	○						○	63,000		
大阪府	岸和田市	○						○	22,730			○						○	63,000		
大阪府	豊中市	○						○	※		1年：25,040円 2～3年：27,310円	○						○	79,500		
大阪府	池田市	○						○	22,730			○						○	63,000		
大阪府	吹田市	○						○	22,730			○						○	63,000		
大阪府	泉大津市	○						○	22,730			○						○	63,000		
大阪府	高槻市	○						○	22,730			○						○	63,000		
大阪府	貝塚市	○						○	22,730			○						○	63,000		
大阪府	守口市	○						○	22,730	○	「学用品費及び通学用品費」を一つの項目として年22,730円										
大阪府	枚方市	○						○	22,630			○						○	63,000		
大阪府	茨木市	○						○	※		1年生：25,040円 2年生以上：27,310円 入学準備金受給者は2,310円	○						○	85,730		
大阪府	八尾市	○						○	22,730		まとめて支給	○						○	63,000		

都道府県	市区町村名	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	13	10	10	3	3	3	0	0	1	7	43	21	21	22	22	22	0	0	0	3
大阪府	大阪市	○	○	30,774								○	○	50,571							
大阪府	堺市											○	○	66,565							
大阪府	岸和田市											○	○	63,837							
大阪府	豊中市											○			○	60,910	55,779				
大阪府	池田市											○	○	60,190							
大阪府	吹田市	○	○	0							実績なし	○	○	62,063							
大阪府	泉大津市											○			○	60,910	52,806				
大阪府	高槻市	○	○	76,690								○	○	57,812							
大阪府	貝塚市	○	○	0							実績なし	○			○	62,130	61,752				
大阪府	守口市	○	○	32,116								○			○	60,910	54,338				
大阪府	枚方市											○	○	47,401							修学旅行費：市立校は実費（全校実施：令和6年度最大支給額、52,183円）、国・私立校は60,910円を上限としている。
大阪府	茨木市											○	○	60,454							
大阪府	八尾市											○			○	60,910	56,682				

都道府県	市区町村名	卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
43	43	12	3	3	5	5	5	4	4	1	3	11	1	1	0	0	0	10	10	1	6	16
大阪府	大阪市									○	学用品費に含む											
大阪府	堺市																					学用品費（年額） 1年：25,040円 2～3年：27,310円
大阪府	岸和田市																					
大阪府	豊中市																					・学校給食費、医療費は豊中市立学校の児童生徒のみ ・学用品費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)は豊中市立学校の児童生徒以外
大阪府	池田市																					
大阪府	吹田市																					
大阪府	泉大津市	○						○	10,000			○						○	15,000		該当世帯のみ	
大阪府	高槻市	○			○	8,800	6,144															
大阪府	貝塚市																					
大阪府	守口市	○						○	10,000													
大阪府	枚方市																					国・私立校で学校給食がある場合、年額69,000円を上限として支給。市立校では選択給食が行われているので、喫食分のみ実費支給。
大阪府	茨木市	○			○	10,000	6,727															
大阪府	八尾市																					

２．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）費目毎の援助額

学用品費

都道府県	市区町村名	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	43	1	1	1	1	1	41	41	2	11
大阪府	泉佐野市	○						○	22,730		
大阪府	富田林市	○						○	22,730		
大阪府	寝屋川市	○						○	22,730		
大阪府	河内長野市	○						○	22,730		
大阪府	松原市	○						○	21,700		
大阪府	大東市	○						○	※		1年生 22,730円 2～3年生 25,000円
大阪府	和泉市	○						○	22,730		
大阪府	箕面市	○						○	※		（中1）22,730円 （中2～3）25,000円
大阪府	柏原市	○						○	22,730		
大阪府	羽曳野市	○						○	22,730		
大阪府	門真市	○						○	※		1年　22,730円 2～3年　21,770円
大阪府	摂津市	○			○	25,000	25,000				令和７年度予算に計上した単価を使用。 1年のみ22,730円支給
大阪府	高石市	○						○	22,730		

新入学児童生徒学用品費等

都道府県	市区町村名	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	40	0	0	0	0	0	40	40	1	2
大阪府	泉佐野市	○						○	63,000		
大阪府	富田林市	○						○	63,000		
大阪府	寝屋川市	○						○	63,000		
大阪府	河内長野市	○						○	63,000		
大阪府	松原市									○	学用品費に含む。
大阪府	大東市	○						○	63,000		
大阪府	和泉市	○						○	63,000		
大阪府	箕面市	○						○	63,000		
大阪府	柏原市	○						○	63,000		
大阪府	羽曳野市	○						○	63,000		
大阪府	門真市	○						○	63,000		
大阪府	摂津市	○						○	63,000		令和７年度予算に計上した単価を使用。 小学6年時に支給
大阪府	高石市	○						○	63,000		

通学費

都道府県	市区町村名	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	13	10	10	3	3	3	0	0	1	7
大阪府	泉佐野市										
大阪府	富田林市										
大阪府	寝屋川市										
大阪府	河内長野市	○			○	80,880	0				通学費を支給する対象者がいなかったため。
大阪府	松原市										
大阪府	大東市										
大阪府	和泉市										
大阪府	箕面市	○	○	0							支給実績なし
大阪府	柏原市	○	○	17,700							
大阪府	羽曳野市										
大阪府	門真市										
大阪府	摂津市										
大阪府	高石市										

修学旅行費

都道府県	市区町村名	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	43	21	21	22	22	22	0	0	0	3
大阪府	泉佐野市	○			○	60,910	60,431				
大阪府	富田林市	○			○	60,910	56,953				
大阪府	寝屋川市	○	○	51,482							
大阪府	河内長野市	○	○	60,383							
大阪府	松原市	○			○	48,000	44,149				
大阪府	大東市	○	○	62,107							
大阪府	和泉市	○			○	60,910	60,910				
大阪府	箕面市	○	○	63,788							
大阪府	柏原市	○			○	60,910	58,477				
大阪府	羽曳野市	○			○	60,910	53,833				
大阪府	門真市	○			○	60,910	60,910				
大阪府	摂津市	○	○	60,910							令和７年度予算に計上した単価を使用
大阪府	高石市	○	○	57,706							

卒業アルバム代等

都道府県	市区町村名	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	12	3	3	5	5	5	4	4	1	3
大阪府	泉佐野市										
大阪府	富田林市										
大阪府	寝屋川市										
大阪府	河内長野市	○	○	8,189							
大阪府	松原市										
大阪府	大東市										
大阪府	和泉市										
大阪府	箕面市										
大阪府	柏原市										
大阪府	羽曳野市										
大阪府	門真市										
大阪府	摂津市	○	○	10,000							令和７年度予算に計上した単価を使用
大阪府	高石市	○						○	8,800		

オンライン学習通信費

都道府県	市区町村名	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	11	1	1	0	0	0	10	10	1	6
大阪府	泉佐野市	○						○	15,000		1世帯あたり15,000円
大阪府	富田林市										
大阪府	寝屋川市										
大阪府	河内長野市										
大阪府	松原市										
大阪府	大東市	○						○	15,000		
大阪府	和泉市										
大阪府	箕面市	○						○	15,000		
大阪府	柏原市										
大阪府	羽曳野市	○	○	0							別予算で支給補助があるため
大阪府	門真市	○						○	15,000		
大阪府	摂津市										
大阪府	高石市										

（２）補足事項

都道府県	市区町村名	（２）補足事項
43	43	16
大阪府	泉佐野市	通学用品費は学用品費に含まれている。
大阪府	富田林市	フリースクール利用する生徒に対して、フリースクール利用料を１月あたり１万円を上限に補助
大阪府	寝屋川市	昨年度の回答において、校外活動費(宿泊を伴うもの)について、実費支給としていたが、上限があるものであるため上限額の欄に記載。 給食費について、市立中学校は給食費無償化のため、支給なし。私立・国立等に在籍し、学校給食費が生じる児童に対して支給している。
大阪府	河内長野市	
大阪府	松原市	
大阪府	大東市	・給食費無償化を実施しているため、就学援助からの支給はなし。
大阪府	和泉市	支給平均額は、令和７年度予算に計上した単価。
大阪府	箕面市	・通学用品費は規則・要綱上費目として設定していないが、学用品費の単価に加算して支給。 ・オンライン学習通信費は、世帯内の児童生徒の人数に関わらず、世帯単位で支給。
大阪府	柏原市	
大阪府	羽曳野市	校外活動費（宿泊を伴うもの）、医療費及び修学旅行費については、令和６年度の実績額を記入しています。オンライン学習通信費については、別予算で支給補助があるため、0円となっています。
大阪府	門真市	医療費：学校病に該当する保険適用の３割負担分。給食費：実費。修学旅行費の平均支給額は令和７年度予算に計上した単価、校外活動費(宿泊を伴うものの上限額)の平均支給額は令和７年度予算に計上した単価。オンライン学習費については小中通じて、一世帯あたりの支給額。
大阪府	摂津市	学用品費は学年ごとに金額が異なる。最も支給実績の多い学年の金額：25,000、割合：34.4%
大阪府	高石市	希望者にモバイルルーターを貸与している。

２．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）費目毎の援助額

学用品費

都道府県	市区町村名	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	43	1	1	1	1	1	41	41	2	11
大阪府	藤井寺市	○						○	22,730		
大阪府	東大阪市	○						○	22,730		
大阪府	泉南市	○						○	※		1年22,730円(通学用品費を含む)、2~3年25,000円(通学用品費を含む)
大阪府	四條畷市	○						○	22,730		
大阪府	交野市	○						○	22,730		
大阪府	大阪狭山市	○						○	※	○	中１：24,590円 中２・３：26,820円
大阪府	阪南市	○						○	22,730		
大阪府	島本町	○						○	22,730		
大阪府	豊能町	○						○	22,730		
大阪府	能勢町	○						○	22,730		
大阪府	忠岡町	○						○	22,730		
大阪府	熊取町	○						○	22,730		
大阪府	田尻町	○						○	63,000		

新入学児童生徒学用品費等

都道府県	市区町村名	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	40	0	0	0	0	0	40	40	1	2
大阪府	藤井寺市										
大阪府	東大阪市	○						○	63,000		
大阪府	泉南市	○						○	63,000		
大阪府	四條畷市	○						○	63,000		
大阪府	交野市	○						○	63,000		
大阪府	大阪狭山市	○						○	63,000		
大阪府	阪南市	○						○	63,000		
大阪府	島本町	○						○	63,000		
大阪府	豊能町	○						○	63,000		
大阪府	能勢町	○						○	63,000		
大阪府	忠岡町	○						○	63,000		
大阪府	熊取町	○						○	63,000		
大阪府	田尻町	○						○	22,730		

通学費

都道府県	市区町村名	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	13	10	10	3	3	3	0	0	1	7
大阪府	藤井寺市										
大阪府	東大阪市										
大阪府	泉南市										
大阪府	四條畷市										
大阪府	交野市	○	○	0							実績なし
大阪府	大阪狭山市										
大阪府	阪南市										
大阪府	島本町										
大阪府	豊能町										
大阪府	能勢町										
大阪府	忠岡町										
大阪府	熊取町										
大阪府	田尻町	○			○	80,880	0			○	対象者なしのため実績なし

修学旅行費

都道府県	市区町村名	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	43	21	21	22	22	22	0	0	0	3
大阪府	藤井寺市	○			○	60,910	56,741				
大阪府	東大阪市	○	○	64,055							
大阪府	泉南市	○	○	58,238							
大阪府	四條畷市	○			○	60,910	44,828				
大阪府	交野市	○			○	70,000	57,927				
大阪府	大阪狭山市	○			○	60,910	60,910				令和７年度予算に計上した単価
大阪府	阪南市	○			○	60,910	56,535				
大阪府	島本町	○	○	43,355							
大阪府	豊能町	○	○	65,210							
大阪府	能勢町	○	○	65,305							
大阪府	忠岡町	○	○	56,400							
大阪府	熊取町	○	○	61,400							
大阪府	田尻町	○			○	60,910	60,910				

卒業アルバム代等

都道府県	市区町村名	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	12	3	3	5	5	5	4	4	1	3
大阪府	藤井寺市										
大阪府	東大阪市										
大阪府	泉南市										
大阪府	四條畷市										
大阪府	交野市	○			○	8,800	7,540				
大阪府	大阪狭山市	○	○	6,500							令和７年度予算に計上した単価
大阪府	阪南市										
大阪府	島本町	○			○	8,800	7,200				
大阪府	豊能町										
大阪府	能勢町	○			○	10,000	8,470				
大阪府	忠岡町										
大阪府	熊取町										
大阪府	田尻町	○						○	5,610		

オンライン学習通信費 / （２）補足事項

都道府県	市区町村名	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	（２）補足事項
43	43	11	1	1	0	0	0	10	10	1	6	16
大阪府	藤井寺市	○						○	6,000		自宅学習を行った月に対して月額500円を支給。満額6,000円。	・学校給食については、令和6年度に値上げがあったが、物価高騰対策のため、値上げ分を市が負担した。
大阪府	東大阪市											
大阪府	泉南市											
大阪府	四條畷市	○						○	15,000			
大阪府	交野市											医療券支給平均額　該当学年の割合　25%
大阪府	大阪狭山市	○						○	15,000	○	令和3年度より新設費目として計上しており、その単価を記載しています	
大阪府	阪南市											
大阪府	島本町											
大阪府	豊能町											1年生は通学費なし、中学生の給食費が無償化のため就学援助は対象外
大阪府	能勢町	○						○	0		実績なし	
大阪府	忠岡町											
大阪府	熊取町											
大阪府	田尻町											

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	43	1	1	1	1	1	41	41	2	11	40	0	0	0	0	0	40	40	1	2
大阪府	岬町	○						○	22,730			○						○	63,000		
大阪府	太子町	○						○	22,730			○						○	63,000		
大阪府	河南町	○						○	22,730			○						○	63,000		
大阪府	千早赤阪村	○						○	22,730			○						○	63,000		

都道府県	市区町村名	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
43	43	13	10	10	3	3	3	0	0	1	7	43	21	21	22	22	22	0	0	0	3
大阪府	岬町	○	○	0							実績なし	○			○	60,910	60,910				
大阪府	太子町	○	○	86,670								○			○	65,000	60,877				
大阪府	河南町											○			○	60,910	60,910				
大阪府	千早赤阪村	○			○	80,880	7,304					○			○	60,910	47,206				

都道府県	市区町村名	卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
43	43	12	3	3	5	5	5	4	4	1	3	11	1	1	0	0	0	10	10	1	6	16
大阪府	岬町											○						○	15,000			
大阪府	太子町																					
大阪府	河南町																					
大阪府	千早赤阪村																					

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
43	43	5
大阪府	大阪市	
大阪府	堺市	
大阪府	岸和田市	
大阪府	豊中市	
大阪府	池田市	
大阪府	吹田市	
大阪府	泉大津市	
大阪府	高槻市	
大阪府	貝塚市	平準アルバム代を今後の課題として検討中。
大阪府	守口市	
大阪府	枚方市	
大阪府	茨木市	特になし。
大阪府	八尾市	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
43	43	5
大阪府	泉佐野市	
大阪府	富田林市	
大阪府	寝屋川市	
大阪府	河内長野市	
大阪府	松原市	
大阪府	大東市	
大阪府	和泉市	令和４年１２月より電子申請を導入。
大阪府	箕面市	
大阪府	柏原市	
大阪府	羽曳野市	
大阪府	門真市	
大阪府	摂津市	
大阪府	高石市	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
43	43	5
大阪府	藤井寺市	費用は、事前・当初などの交渉的な事情の変化により、令和年度前期分で収入が著しく減ずる場合、 上記の補助事業で減ずした収入分を算出した申請額の補助率を調整により、就学援助の認定を行うことがある。
大阪府	東大阪市	
大阪府	泉南市	
大阪府	四條畷市	
大阪府	交野市	
大阪府	大阪狭山市	
大阪府	阪南市	
大阪府	島本町	
大阪府	豊能町	
大阪府	能勢町	
大阪府	忠岡町	
大阪府	熊取町	
大阪府	田尻町	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
43	43	5
大阪府	岬町	
大阪府	太子町	
大阪府	河南町	
大阪府	千早赤阪村	タブレット端末の持ち帰りを促進していく上で、現在支給していない「オンライン学習通信費」の支給を検討している。